

議案第103号

グリーンパーク山東条例および米原市近江母の郷文化センター条例の一部を改正する条例について

グリーンパーク山東条例および米原市近江母の郷文化センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和4年4月1日から、グリーンパーク山東および米原市近江母の郷文化センターの運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく公共施設等運営事業により実施するため、この案を提出するものである。

グリーンパーク山東条例および米原市近江母の郷文化センター条例の一部を改正する条例

(グリーンパーク山東条例の一部改正)

第1条 グリーンパーク山東条例（平成17年米原市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第18条を第24条とし、第17条の次に次の6条を加える。

(公共施設等運営権の設定等)

第18条 市長は、グリーンパークの管理運営上必要があると認めるときは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第16条の規定により選定事業者（民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）にグリーンパークの運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。

2 市長は、公共施設等運営権を設定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 選定事業者としての選定を受けようとする民間事業者は、事業計画書その他実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、グリーンパークの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを選定事業者に選定するものとする。

(公共施設等運営権者による運営等の基準)

第19条 前条の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、次に掲げる基準によりグリーンパークの運営等を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正な運営等を行うこと。
- (2) 創意工夫を発揮し、利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設、附属設備および物品の維持管理を適切に行うこと。

(公共施設等運営権者による業務の範囲)

第20条 公共施設等運営権者は、第1条に規定する施設の目的を達成するために、グリーンパークの運営、維持管理等に関する業務を行う。

2 市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができる。

(公共施設等運営権者が収受する利用料金)

第 21 条 第 18 条第 1 項の規定により公共施設等運営権が設定された場合は、第 7 条および第 17 条の規定にかかわらず、宿泊研修棟等利用者は、公共施設等運営権者に対し、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、公共施設等運営権者が施設の利用状況等を勘案して適正な額を定める。

(公共施設等運営権の対価)

第 22 条 市長は、運営権者から、民間資金法第 20 条に規定する費用に相当する金額の全部または一部（以下「公共施設等運営権の対価の額」という。）を徴収することができる。

2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、民間資金法第 22 条第 1 項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

(公共施設等運営権の移転の特例)

第 23 条 市長は、公共施設等運営権の移転を受ける者が次に掲げる基準に適合する場合は、民間資金法第 26 条第 4 項ただし書の規定により同条第 2 項の許可をすることができる。

(1) 公共施設等運営権の移転を受ける者が、民間資金法第 9 条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。

2 市長は、前項の規定により公共施設等運営権の移転を許可したときは、これを議会に報告しなければならない。

(米原市近江母の郷文化センター条例の一部改正)

第 2 条 米原市近江母の郷文化センター条例（平成 17 年米原市条例第 325 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条を第 24 条とし、第 17 条の次に次の 6 条を加える。

(公共施設等運営権の設定等)

第 18 条 市長は、文化センターの管理運営上必要があると認めるときは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「民間資金法」という。）第 16 条の規定により選定事業者（民間資金法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に文化センターの運営等（同条第 6 項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。

- 2 市長は、公共施設等運営権を設定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 3 選定事業者としての選定を受けようとする民間事業者は、事業計画書その他実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、文化センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを選定事業者に選定するものとする。

（公共施設等運営権者による運営等の基準）

第19条 前条の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、次に掲げる基準により文化センターの運営等を行わなければならない。

- （1） 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正な運営等を行うこと。
- （2） 創意工夫を発揮し、利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- （3） 施設、附属設備および物品の維持管理を適切に行うこと。

（公共施設等運営権者による業務の範囲）

第20条 公共施設等運営権者は、第1条に規定する施設の目的を達成するために、文化センターの運営、維持管理等に関する業務を行う。

- 2 市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができる。

（公共施設等運営権者が収受する利用料金）

第21条 第18条第1項の規定により公共施設等運営権が設定された場合は、第8条および第17条の規定にかかわらず、利用者は、公共施設等運営権者に対し、利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、公共施設等運営権者が施設の利用状況等を勘案して適正な額を定める。

（公共施設等運営権の対価）

第22条 市長は、運営権者から、民間資金法第20条に規定する費用に相当する金額の全部または一部（以下「公共施設等運営権の対価の額」という。）を徴収することができる。

- 2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、民間資金法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

（公共施設等運営権の移転の特例）

第 23 条 市長は、公共施設等運営権の移転を受ける者が次に掲げる基準に適合する場合は、民間資金法第 26 条第 4 項ただし書の規定により同条第 2 項の許可をすることができる。

(1) 公共施設等運営権の移転を受ける者が、民間資金法第 9 条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。

2 市長は、前項の規定により公共施設等運営権の移転を許可したときは、遅滞なくこれを議会に報告しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

グリーンパーク山東条例新旧対照表（改正理由） 第1条関係

改正後	現 行	改正理由
<p><u>(公共施設等運営権の設定等)</u></p> <p>第 18 条 市長は、<u>グリーンパークの管理運営上必要があると認めるときは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「民間資金法」という。）第 16 条の規定により選定事業者（民間資金法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）にグリーンパークの運営等（同条第 6 項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、公共施設等運営権を設定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。</u></p> <p>3 <u>選定事業者としての選定を受けようとする民間事業者は、事業計画書その他実施方針（民間資金法第 5 条第 1 項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に定める書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、グリーンパークの設置の目的を最も効果的に達成することができる」と認められたものを選定事業者を選定するものとする。</u></p> <p><u>(公共施設等運営権者による運営等の基準)</u></p> <p>第 19 条 <u>前条の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、次に掲げる基準によりグリーンパークの運営等を行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正な運営</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンパーク山東の運営等に係る公共施設等運営権の設定に関する規定の追加 ・選定事業者の選定に関する規定の追加 ・公共施設等運営権者による運営等の基準に関する規定の追加

<p><u>等を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 創意工夫を発揮し、利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 施設、付属設備および物品の維持管理を適切に行うこと。</u></p> <p><u>(公共施設等運営権者による業務の範囲)</u></p> <p><u>第 20 条 公共施設等運営権者は、第 1 条に規定する施設の目的を達成するために、グリーンパークの運営、維持管理等に関する業務を行う。</u></p> <p><u>2 市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができる。</u></p> <p><u>(公共施設等運営権者が収受する利用料金)</u></p> <p><u>第 21 条 第 18 条第 1 項の規定により公共施設等運営権が設定された場合は、第 7 条および第 17 条の規定にかかわらず、宿泊研修棟等利用者は、公共施設等運営権者に対し、利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金の額は、公共施設等運営権者が施設の利用状況等を勘案して適正な額を定める。</u></p> <p><u>(公共施設等運営権の対価)</u></p> <p><u>第 22 条 市長は、運営権者から、民間資金法第 20 条に規定する費用に相当する金額の全部または一部（以下「公共施設等運営権の対価の額」という。）を徴収することができる。</u></p> <p><u>2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、民間資金法第 22 条第 1 項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。</u></p> <p><u>(公共施設等運営権の移転の特例)</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等運営権者による業務の範囲に関する規定の追加 ・公共施設等運営権者が収受する利用料金に関する規定の追加 ・公共施設等運営権の対価に関する規定の追加
---	--	--

<p>第 23 条 市長は、<u>公共施設等運営権の移転を受ける者が次に掲げる基準に適合する場合は、民間資金法第 26 条第 4 項ただし書の規定により同条第 2 項の許可をすることができる。</u></p> <p><u>(1) 公共施設等運営権の移転を受ける者が、民間資金法第 9 条各号のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p><u>(2) 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の規定により公共施設等運営権の移転を許可したときは、これを議会に報告しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等運営権の移転の特例に関する規定の追加 ・条ずれ
--	--	--

米原市近江母の郷文化センター条例新旧対照表（改正理由） 第 2 条関係

改正後	現 行	改正理由
<p><u>(公共施設等運営権の設定等)</u></p> <p>第 18 条 市長は、<u>文化センターの管理運営上必要があると認めるときは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「民間資金法」という。）第 16 条の規定により選定事業者（民間資金法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に文化センターの運営等（同条第 6 項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>公共施設等運営権を設定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。</u></p> <p>3 選定事業者としての選定を受けようとする民間事業者は、</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・近江母の郷文化センターの運営等に係る公共施設等運営権の設定に関する規定の追加 ・選定事業者の選定に関する規定の追加

<p><u>事業計画書その他実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に定める書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、文化センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを選定事業者を選定するものとする。</u></p> <p><u>（公共施設等運営権者による運営等の基準）</u></p> <p>第19条 <u>前条の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、次に掲げる基準により文化センターの運営等を行わなければならない。</u></p> <p><u>（1） 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正な運営等を行うこと。</u></p> <p><u>（2） 創意工夫を発揮し、利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。</u></p> <p><u>（3） 施設、付属設備および物品の維持管理を適切に行うこと。</u></p> <p><u>（公共施設等運営権者による業務の範囲）</u></p> <p>第20条 <u>公共施設等運営権者は、第1条に規定する施設の目的を達成するために、文化センターの運営、維持管理等に関する業務を行う。</u></p> <p>2 <u>市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができる。</u></p> <p><u>（公共施設等運営権者が収受する利用料金）</u></p> <p>第21条 <u>第18条第1項の規定により公共施設等運営権が設定</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等運営権者による運営等の基準に関する規定の追加 ・ 公共施設等運営権者による業務の範囲に関する規定の追加 ・ 公共施設等運営権者が収受
--	--	---

<p><u>された場合は、第 8 条および第 17 条の規定にかかわらず、利用者は、公共施設等運営権者に対し、利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金の額は、公共施設等運営権者が施設の利用状況等を勘案して適正な額を定める。</u> (公共施設等運営権の対価)</p> <p>第 22 条 <u>市長は、運営権者から、民間資金法第 20 条に規定する費用に相当する金額の全部または一部（以下「公共施設等運営権の対価の額」という。）を徴収することができる。</u></p> <p>2 <u>公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、民間資金法第 22 条第 1 項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。</u> (公共施設等運営権の移転の特例)</p> <p>第 23 条 <u>市長は、公共施設等運営権の移転を受ける者が次に掲げる基準に適合する場合は、民間資金法第 26 条第 4 項ただし書の規定により同条第 2 項の許可をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>公共施設等運営権の移転を受ける者が、民間資金法第 9 条各号のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p>(2) <u>公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により公共施設等運営権の移転を許可したときは、遅滞なくこれを議会に報告しなければならない。</u> (委任)</p> <p>第 24 条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第 18 条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>する利用料金に関する規定の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等運営権の対価に関する規定の追加 ・公共施設等運営権の移転の特例に関する規定の追加 ・条ずれ
---	---	--